

医学部履修要領

I. 授業科目の履修について

1. 必修科目を履修し、選択科目についてはⅡにより選択し履修しなければならない。
2. 授業科目の履修は、すべて出席受講することを原則とする。
3. 実習については正当な理由による届けが無く欠席した場合は必要な単位を与えない。
なお、出席率の低い学生および受講態度に著しく問題がある学生については担当教員の判断で試験の受験資格を与えないことがある。

II. 履修科目選択上の注意事項

(1) 教養教育科目等

1. ドイツ語、フランス語、中国語については、同一言語 2 科目を履修する。
2. 物理学実習Ⅰ、化学実習Ⅰ、生物学実習Ⅰは必修とする。物理学実習Ⅱ、化学実習Ⅱ、生物学実習Ⅱについては、3 科目中 2 科目を選択し履修する。
3. 教養セミナーⅠ、教養セミナーⅡについては、各科目において、1 つのセミナーを履修する。
4. 英語については、3 科目を選択し履修する。
5. 哲学、社会学については、2 科目中 1 科目を履修する。
6. 保健体育Ⅰ、保健体育Ⅱについては、2 科目中 1 科目を履修する。
7. I 期の基礎物理学、基礎化学、基礎生物学については希望者のみ 1 科目を履修する。

(2) 基礎配属

1. 実習扱いとする。
2. 配属の際は、学年成績が優先される。

なお、学部並行型の大学院準備過程（2 年生の 10 月登録まで適用）の学生は、大学院準備過程の担当指導教員の教室を第一希望とした場合、優先的に配属させる。

III. 履修科目の成績の評価について

1. 各科目の成績は、試験、レポート、出席、実習態度等により評価する。その配分などについては科目ごとに記載している。
2. 各科目の試験評価は 100 点満点で、合否判定の基準については、原則として 60 点または平均 $-1.0SD \sim -1.5SD$ に該当する点の低いほうを合格基準とする。
3. 定期試験は、原則として所定の試験期間に実施する。
4. 病気その他やむをえない事由により受験できない者は、その理由を記して医学部長に届け出なければならない。その場合には追試験を施行する。
5. 試験を受験しなかった者については、当該試験は不合格とする。
6. 試験に不合格となった者に対して当該科目の担当教員は、再試験を 1 回、施行する。
7. 試験中に不正行為を行った者については、当該試験を含め、その試験期間中のすべての試験を無効とし、その期の受験資格を停止する。なお、試験期間を定めない学年については、その学年の全ての試験をこの措置の対象とする。

IV. 単位

- (1) CAP 制度：各期の選択科目の取得単位数の上限を定める。なお選択科目については、履修中止手続

きを行うことができるものとする。

(2) 各期において、別表に記載の単位を修得しなければ進級できない。

V. 特別講義

1. 人権問題に関する特別講義：人権問題に関する特別講義は必ずこれを受講しなければならない。
2. 基礎医学に関する特別講義：各講座の担当分野におけるトピックスあるいは最新の研究などについて、学外講師等により行われる講義等で、履修の評価は当該講座の担当する科目の評価の中に含まれる。

VI. 進級判定

1. 進級判定は、Ⅱ期、Ⅳ期、Ⅵ期、Ⅷ期の修了時に行う。
2. Ⅰ、Ⅱ期の授業科目について、所定の教養教育科目等に合格した者はⅢ期への進級を認める。
3. Ⅲ、Ⅳ期の授業科目について、所定の基礎医学科目等に合格した者はⅤ期への進級を認める。
4. Ⅴ、Ⅵ期の授業科目について、所定の基礎医学科目等に合格し、基礎配属を履修した者で、かつⅥ期終了時の進級判定までに定められた英語試験の基準スコアを満たした者は、Ⅶ期への進級を認める。なお、Ⅵ期の進級判定時に規程のスコアを取得していない場合は、「参考試験」や本学にて受験した TOEFL-ITP 試験の受験回数及びスコアを考慮して、可否を判断する。（ただし、英語試験に関する進級要件については、平成 28 年度入学生より適用する。）
5. Ⅶ、Ⅷ期の授業科目について、所定の臨床、社会医学、共用試験 CBT 及び OSCE（客観的臨床技能試験）に合格し、臨床実習入門、看護体験実習等所定の科目を履修した者は、Ⅸ期への進級を認める。共用試験については、合格することを進級の必要条件とする。共用試験の可否は以下による。なお、共用試験の方法や合格基準に変更などがある場合は、基準を変更し試験施行の 1 ヶ月前までに公示する。

6. 【判定基準】

ア) 進級判定に用いる試験については、必要な科目に合格しなければならない。ただし、本試験の平均が 60 点未満、または再試験が 5 科目以上ある場合、学習態度が不良である場合は、進級を認めないことがある。

イ) 上記 4 で定めた進級要件となる英語試験については、合格基準を下記の通りとする。

合格基準：TOEFL-ITP 470 点以上、TOEFL-iBT 52 点以上、TOEIC Listening & Reading Test 500 点以上のいずれか。

ウ) CBT については IRT380 未満のものを不合格とする。不合格者については再試験を行い、本試験の基準において合否判定を行う。OSCE については、評価点を 100 点満点換算し①総合点の平均－SD 以下または 70 点以下のいずれかに該当するもの、および②共用試験実施評価機構の基準により各ステーションにおいて不合格とされたものを不合格とする。不合格者については①に該当するものについては各ステーションにおいて平均－SD 以下のステーション、②に該当するものは当該ステーションを再受験し、各々①および②の合格基準に達しなければ不合格とする。なお、共用試験は受験料が必要となる。CBT の再試験を受験する場合には再度、受験料が必要である。

7. 臨床実習は、臨床実習入門を履修するとともに、共用試験に合格した者のみが履修できる。

本学の共用試験の合格基準は全国医学部長病院長会議が定める基準に準拠しており、臨床実習に参加する学生に Student Doctor の称号を付与する。（なお、規定のワクチン接種は済ませておくこと。）

8. 進級できなかった学生についての再履修は以下による。

- 1) III期へ進級できなかった者は、進級に必要な科目の内、未修得の科目について履修しなければならない。それ以外の科目の履修については、教養・医学教育大講座の審議を経て決定する。
- 2) V、VII、IX期へ進級できなかった者は、不合格科目について再受講し試験を受けることとする。なお、実習については個別に協議するものとする。IX期へ進級できなかった者については、共用試験を既年次の合格・不合格を問わず受験し、合格することを進級の必要条件とする。卒業できなかった者は、卒業判定試験を受けることとする。臨床実習の履修科については卒業判定会議において不合格科目となった科を含むものとし、個別に協議するものとする。

※ カリキュラム改革及び Student Doctor 認定制度の制定により、進級判定について変更する場合がある。なお、新旧カリキュラムの移行期における再履修科目については個別に協議するものとする。

VII. 卒業判定

卒業判定会議において、臨床実習における履修実績並びに Post-CC OSCE および卒業判定試験の結果を総合的に解析・評価し、本学のディプロマポリシーに謳われる能力を有するものを卒業とする。

卒業判定試験は、総合試験とし2回行うものとする。国家試験の形式、出題範囲に準じた多肢選択試験とし、試験科目は臨床医学講義のコース毎に行う。各コースにおける問題数は30～50問とし、試験問題は各コース担当科およびCBT・ブラッシュアップ委員会においてbrush-upした上、試験後、教育研究開発センターで解析し、不適切問題を除外した上で採点する。試験の成績は国家試験の出題比率に準拠し、計算した成績で合否を決定する。なお、各科の卒業判定試験の成績が基準に満たないものは、卒業させないことがある。

※ 試験制度等の変更に伴い、卒業判定について変更する場合は、別途掲示する。

VIII. 試験評価

試験の評価はGPA制度により行う。

評 価	f GP	グレード	ポイント
優もしくは秀	4.0－	A	4
良もしくは優	3.0－3.9	B	3
可もしくは良	2.0－2.9	C	2
準可もしくは可	0.1－1.9	D	1
不 可	(不合格)	F	0

1. 平均－(1.0SD～1.5SD)を合格基準とした場合

$$fGP = (\text{成績素点} - (\text{合格基準} - 5)) / 10$$

再試験で合格の場合はD、再試験で不合格の場合はFとする。

2. 60点を合格基準とした場合

$$fGP = (\text{成績素点} - 55) / 10$$

再試験で合格の場合はD、再試験で不合格の場合はFとする。

3. 卒業判定試験（総合試験）の場合

第1回試験は $fGP = (\text{成績素点} - 40) / 10$

第2回試験は $fGP = (\text{成績素点} - 61) / 10$

不合格の場合は F とする。

4. GPA の計算は以下による

$$GPA = \Sigma (\text{科目のポイント}) / \Sigma (\text{科目数})$$

IX. 試験問題の精度評価

各年次の進級判定試験および卒業判定試験については、教育研究開発センターで精度評価・解析を行い、追跡調査を行う。

X. 異議申立

進級判定または卒業判定に関して、異議がある場合は、学長に異議を申し立てることができる。

XI. 既修得単位の認定について

本学に入学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

※詳細は学生便覧を参照すること。

受験の際の注意事項

- 1 試験は出席番号札のある所定の座席で受験すること。
- 2 受験のために必要な筆記用具および許可された物品以外の携帯品はカバンに入れたうえで足下に置き、机の中及び周辺には何も置かないこと。
- 3 携帯電話等は電源を切って、カバンの中に入れること。
なお、試験中に携帯電話等の機器が作動した場合は、不正とみなされることがある。
- 4 試験開始から30分を経過した後で入室することはできない。
- 5 試験中は試験室外に出てはならない。体調不良等、やむを得ない場合は教員の許可を得ること。
なお、試験中にトイレに行くことも原則として認めないので、あらかじめ済ませておくこと。
- 6 試験開始後30分間は、教員の許可がない限り退室を認めない。
- 7 壁や机などへの書き込みを一切禁じる。
- 8 受験中は物品の貸借を一切禁じる。
- 9 受験中は不正行為と疑われるような行為を厳に慎むこと。疑わしい行為を注意した学生には、当該試験の受験資格を停止し退室を命じることがある。
- 10 試験終了後は、鉛筆や消しゴムを机の上に置き、加筆、訂正等を行わないこと。
- 11 答案の回収は、教員の指示に従うこと。
- 12 中途退室する時は速やかに退室しホール等では静粛にしておくこと。
- 13 試験に不正行為があった場合は、当該試験を含め、その期の試験すべてを不合格とする。
- 14 試験室内での飲食は厳禁とする。